

平成 20 年 3 月 25 日

関川水系河川整備計画（原案）に対する意見書

関川流域委員会

本意見書は、関川水系河川整備計画（原案）（以下、「原案」とする）に関して、「原案」に対する地域住民の意見および本委員会のこれまでの議論、活動を踏まえて、委員会としての意見をまとめたものである。

1. 関川流域委員会の立場と方針

- (1) 委員会の役割：できるかぎり多くの流域住民の意見を河川整備に反映することを重視し、流域住民相互、流域住民と河川管理者の間の実質的な調整役を担う(第 6 回委員会、平成 15 年 6 月 18 日)。
- (2) 委員会としての作業と到達点：資料－1 に記述
- (3) 基本的立場：「安全で親しみのもてる関川、保倉川を目指して」（資料－2、第 2 回関川流域フォーラム採択、平成 18 年 10 月 29 日）（以下、「目指して」とする）に依拠する。

2. 「原案」の要点

基本理念：

- (1) 『あらかわ』と呼ばれた関川を治める
- (2) 人と川とが共存してきた歴史を継承
- (3) 安全で親しみのもてる関川・保倉川

構成：

- (1) 関川水系河川整備基本方針
- (2) 基本理念
- (3) 流域全体の視点
- (4) 今後 30 年程度の期間を目処
- (5) 治水・河川環境・利水に関する具体的な整備内容

治水：

- (1) 保倉川放水路の着手、完成
- (2) 関川堤防の浸透対策
- (3) 河床維持のための掘削や河床変動の研究
- (4) 地域と連携したソフト対策（ハザードマップの整備等）
- (5) 河道内樹木の伐採による適正な河川管理

環境：

- (1) 良好的な生態系の創出、維持、保全（魚類が棲みやすい川づくり）
- (2) 沿川市民の憩いの場としての、治水—環境の調和した河川整備
- (3) 棚田の衰退や大規模な土地開発などの流域内情報、河川環境情報の提供

利水：

- (1) 流水の正常な機能の維持と渇水調整
- (2) 平常時の水量のあり方の調査研究

3. 「目指して」からみた「原案」への意見

アンケートや、座談会、見学会、ワークショップなどを通じて、第2回関川流域フォーラムで採択された「目指して」では、

- 河川を線から面として考えること
- 地域のつながりと多様性に注目すること
- 住民が主体となること
- 歴史的・文化的資産を踏まえること
- 将来を見通した考え方、計画を持つこと

を踏まえて、安全で親しみのもてる川づくりを目指している。

本委員会は、まず、「目指して」の精神が「原案」の理念に明確に反映されていることを高く評価する。その上で、今後、整備事業を進めていく中で、住民が主体となって川づくりに参画する機会を増やし、住民と河川管理者、関連機関間の協働の場づくりを推進することを要望する。

治水面においては、保倉川放水路整備や関川堤防の浸透対策などの事業が提案されている。現時点で得られる情報と、今後30年程度の科学的、技術的レベルや社会情勢を踏まえると、「目指して」において指摘された低平地の水害被害を低減し、安全な川づくりに貢献する内容であると、本委員会は評価する。

また、環境、利水面においても、生態系や沿川市民の憩いの場としての河川整備に加え、棚田の衰退問題や瀬切れの対策に関する情報提供、調査研究を盛り込んでおり、「目指して」で取りまとめた成果が色濃く反映されている。

ただし、資料-3で指摘したとおり、関連機関との連携した取り組みは十分とはいえない。今後関連機関と一層の調整、連携を図り、流域一貫のマネジメント体制づくりの推進を強く要望する。

4. 流域住民の意見を踏まえた「原案」への意見

「原案」に対する流域住民の关心の中心は、治水整備計画、特に保倉川放水路の整備にあり、その早期実現への強い要望がある一方で、放水路計画沿いの住民を中心に根強い反対がある。この意見の相違を埋めるには、資料-4に示す通り、洪水被害の軽減という利益を受ける側と、放水路整備による環境劣化によって不利益を受ける側の十分な

意見交換がされるべきである。

ただし、整備計画原案の説明会に多くの地域住民が参加し、疑問や代替提案、要望、懸念を積極的に述べ、議論を交わす場ができたことは、平成8年の同計画の提示以降の経緯を振り返ると、一定の前進があったと判断できる。ここで出された疑問に答え、代替提案や要望の妥当性とその実現可能性を真摯に考え、懸念を払拭する努力を重ねて、はじめて流域住民の合意の下に、安全な関川、保倉川を目指した取り組みを推進することができる。

本委員会では、流域住民から出された「原案」に対するこれらの意見を一つ一つ精査し、委員会としての考えを資料ー5、6にまとめた。その結果、保倉川放水路の整備反対につながる重大な懸念が提示されている一方で、現段階、つまり整備事業を開始する前の時点では、これらの懸念に答える材料を河川管理者が持ち得ていないことも明らかとなった。また、これまでのわが国の公共事業の歴史を振り返れば、いったん公共事業が開始されると、様々な問題が生じてもそのまま事業が続けられてしまうという心配を打ち消すことはできず、このままでは流域住民の懸念を払拭し、「原案」に対する理解と合意を得ることは困難と判断する。

そこで本委員会は、整備事業の一部を開始し、不確定要素を明らかにした上で、合意形成を図る以下の進め方を提言する。

- ・ 河川管理者は、基本的に「原案」にそって調査、詳細設計業務を早急に開始し、まずは資料ー3、4、5、6で取りまとめた懸念事項、要望事項等に対応することのできる十分な資料を作成し、必要に応じて具体的な対応策を提案する。
- ・ これらの科学的・技術的・経済的妥当性や、詳細設計内容や対応策が住民の懸念・要望に応えるものかどうかを検討するために、学識経験者を中心とする組織（当流域委員会も候補）を設置し、審議を依頼する。
- ・ 当該組織は、流域住民、河川管理者、関連機関間で、調査結果、詳細設計内容、対応策に関する理解の共有を図り、整備計画の見直しをも視野に置き、流域の住民、河川管理者、関連機関全体として合意形成を積極的に図る役割を担う。

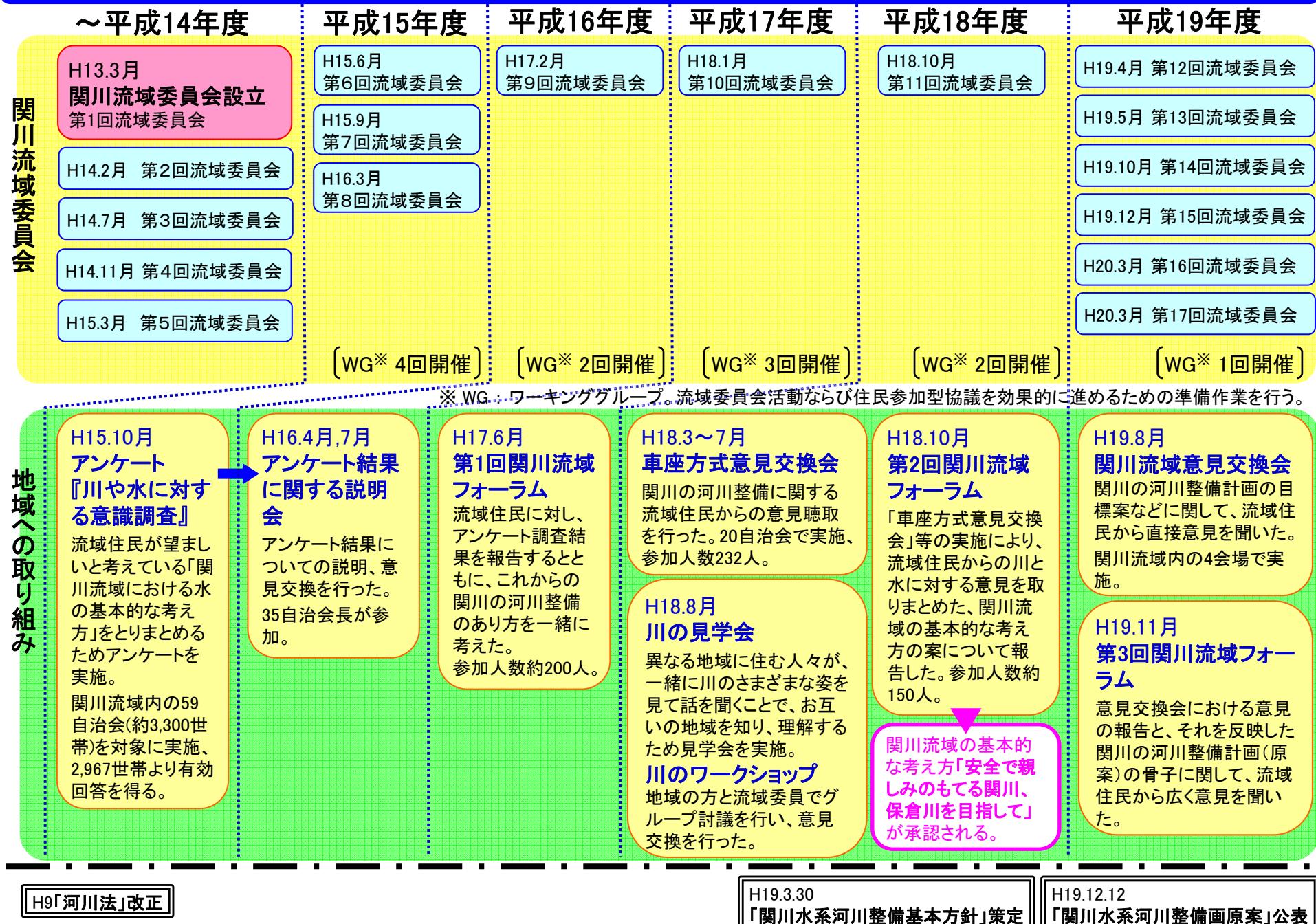
5. 総括意見

「原案」は、関川、保倉川流域における住民の意見を反映した「目指して」の精神にそって組み立てられており、本委員会は現段階では原則としてその内容を支持する。ただし、「原案」の重要課題である保倉川放水路の整備においては、流域住民の懸念や要望に対する具体的回答を提供できないために、十分な合意は得られていないと判断する。そこで、その背景にある不確実さをまずは明らかにする必要があり、そのためには整備計画の調査、詳細設計業務を開始することを推奨する。そして、得られる調査結果、詳細

設計内容を評価し、その結果に応じては、計画そのものの見直しをも選択肢の一つに含める検討を行う体制の確立が重要であると考える。流域住民が抱く懸念に対するこのような措置を担保したうえでの、整備計画（案）の策定が不可欠である。

関川水系河川整備基本方針には、「特に保倉川放水路の整備については、新たに放水路を整備する地域を含め関連地域の関係者との合意形成を充分に図りつつ実施する。」と特筆されており、本整備計画の推進には合意形成が最重要課題であることは、河川管理者の中でも衆知である。保倉川放水路計画が最初に出されてから 10 年余りの経緯を振り返り、流域住民が十分に納得する枠組み作りを強く要望する次第である。

現在までの経緯



資料－2

安全で親しみのもてる関川、保倉川を目指して

2006年10月29日

1. 川とつきあうということ

山に降った一滴の雨が集まって小さな流れをつくり、やがて大きな川の流れとなり、山から平野へと流れていきます。冬の豪雪に地域の人たちは、家の雪かき、屋根の雪下ろしと、大きな苦労をしいられてきましたが、春にはそれが雪解け水となり、豊かな流れとなって地域を潤してきました。

人々はその流れ下るエネルギーを電気にかえて産業をおこしました。また、斜面を棚田に変え、平野では水路を張り巡らして稲作を行い、豊かな収穫を得てきました。昔は、関川の流れを利用して舟で様々な物を運んでいました。舟の行き来を助けるために、保倉川を関川に付け替える工事も行われました。

ただし、低い平地では、住宅の浸水、農作物への被害など、水害との長い戦いの歴史があったことも忘れてはいけません。時に川は、大雨や台風などで荒れ狂い、人家や橋、田などを押し流し、地域の人たちの生活を脅（おびや）かしました。地域の人たちは、土砂をせきとめ、堤防をつくり、また川底の土砂を浚渫（しゅんせつ）するなどして、川との戦いに取り組んできました。一方、たとえ洪水が集まるような低い土地でも、わずかな高地を選んで住むことによって被害を免れ、それどころか洪水時に水遊びをしたということもあったようです。いまでは、川幅も広くなり、堤防も高くなるなど、洪水を防ぐ工事は着実に進んでいますが、人口が急増して都市が拡大し、水につかりやすいところにまで人々が住むようになり、水害がたびたび発生しています。関川、保倉川はいまでも深刻な洪水被害をもたらす怖い川です。

清流関川で、人びとは水遊びや釣りなどを楽しんできました。しかし、人口が増加して水道用水や農業や工業用水のための取水量が増加して、上流では川に水が流れないところができました。また同時に生活排水や工業排水などを大量に川に流した結果、汚染された水が下流に集まり、川の水質が悪くなりました。さらに、下流ではいつの間にか瀬や淵の区分があいまいになり、川底が小砂利から泥に変わっていき、同時に海岸の砂浜も狭くなってしまいました。また、川底が上がって、伝統ある祇園祭の御輿（みこし）の川くだりが中止になる年もできました。保倉川やその支川（しせん）でも昔は水遊びが盛でしたが、近年の極度の水質悪化によって人々は川に近づかなくなりました。白田切川上流から自然に出る水銀による汚染の問題に加えて、このような様々な問題がおこり、親しみのもてる関川、保倉川は影を潜めてしまいました。

経済活動が最優先された時代には、このような川の環境の変化は見過ごされてきました。しかも、川の工事の規模が大きくなり、河川敷の樹木の伐採、除草などの管理も国や県が行うようになり、川に対する地域の人たちの関心は少しづつ薄れていきました。

しかし現在では、流れる川の景色や水辺での触れ合い、川に息づく様々な生きものが、私たち人間にとってとても価値のあるものだと気付きはじめるようになりました。

川の形は、一本の「線」として表されますが、その川につながる支川や、張り巡らされた水路などにより、私たちは「面」として川との関わりをもっています。一本の線としての流れを整理し、安全に海まで流すための努力をこれからも続けていくと同時に、水害の危険性のある土地の利用方法を見直したり、水害に備える防災の力を高めるなど、地域の人びとが中心になって関わっていくことが期待されています。また、いまの川の水利用の仕方について考え直し、川を本来の姿に近づけ、環境を保全・再生する必要があります。そこで、私たち地域の住民が主役となって、将来を見通した、安全で親しみのある「面」としての川づくりを推進していきましょう。

2. 私たち地域の住民が主役

「面」としての川づくりには、私たち地域の住民が主役となって、関川、保倉川をとりまく地域の将来について知恵を出し合い、意見を交換して、国や県、市などの行政と協力して将来像を描き、それに向かって取り組んでいくことが大切です。

私たちの間には、水害の経験がある人もいれば、ない人もいます。また、川の上流・下流の違いや、身近な川の風景の違いなどによって、川に対する感じ方や、水害に関する知識、関心が異なることがあります。しかし、川の環境については似たような意識を持っていることが多く、川を「好ましい」と思う理由や、川の安全や親しみやすさを感じる基準は、上流・下流、本流・支川などに関らず広く共通していることが分かってきました。これは、私たちが関川、保倉川全体の将来像を描くための重要なよりどころとなります。

ただし、水害や、川の環境の問題についての知識や関心が高く、積極的に関わりたいという気持ちはあっても、なかなか行動に移せないのが事実です。そこで、まずは川と触れ合う機会をつくり、河川環境についての知識を増やし、川に積極的に関わっていこうという意識を高め、私たち住民どうしの話し合いや一緒に行動する場を持つようにしましょう。このような場があると、地域の中に様々な意見や考え方があることが分かり、水害に対する怖さなどを相互に分かち合うことができます。そのうえで、流域全体で共通する考え方や思いを中心に、流域の住民どうし、あるいは住民と行政が意見や知恵を出し合ながら、安全で親しみのある「面」としての川づくりに、私たち住民が主役として取り組んでいきましょう。

3. 安全で親しみのある「面」としての川づくり

急激に都市が大きくなるにつれ、低地の都市開発が進み、大雨が降ると水につかってしまう土地にまで、住宅や商店などが建てられるようになりました。そのため、これまで以上に水害時に被害にあう可能性のある資産（家屋、農地、商用地など）が増え、想

定される被害規模が大きくなっています。また、山間の地区での人口減少、高齢化によって、一人暮らしのお年寄りや、寝たきりのお年寄りなどが被害にあう危険性も高まつてきています。

そこで、水害を減らすにはなにが必要で、どれを優先すべきなのかについて、私たちが自ら考え、住民間の合意を図りながら、行政と協力して安全な川づくりに取組んでいきましょう。同時に、河川整備だけでは完全には災害を防ぐことができないことを理解して、避難のための訓練や情報を確かに伝える訓練などを日頃から実施して、水害への備えを十分にして、被害を最小限に抑える努力を続けましょう。山間では地すべりや土石流などの土砂による災害への対応も必要です。水害を根本的に減らすには、地域ごとの水害の性質を考慮して、土地の利用方法を見直したり、あるいは利用規制を考えることも必要です。そこで住民どうしが相談する場を積極的に活用してこれらの検討を進め、さらには災害経験を広く伝承していくことなどにより、災害を防ぐ地域の総合的な力（「災害文化」）を蓄積していく努力をはじめましょう。

豊かな水と緑のある自然環境と、人々と関川、保倉川との長いつきあいの歴史を通じて形づくられてきた歴史的・文化的風景は、関川、保倉川の誇ることのできる財産です。この風土は、そこに暮らす人にとっては良好な生活環境の基礎となり、他の地域から訪れる人の目にはこの地域の魅力として映ります。この風土の価値を私たちが見つめなおし、その保全・再生に取り組む必要があります。その際、川本来の自然はもとより、古い堰堤（えんてい）や取水施設、水辺の触れ合い広場など、人と自然との関わりの中で生まれてきた様々な風景にも注目する必要があります。また川の中だけに注目するのではなく、山間から平野部にわたって、土地利用や産業のあり方なども考慮して、河川周辺の地域環境を保全・再生していくことが重要となります。例えば、山間から丘陵に広がる様々な形態の棚田は、米作りの知恵の結晶であるとともに、水の有効利用や、土砂の流失防止の観点からも重要で、この地域の象徴的な景観を作り出しています。特に山間で耕作放棄から荒廃が進む棚田については、その影響が山間だけでなく下流域にも及ぶことから、上流・下流共通の課題として捉えて私たちがともに知恵を出し合いながら、その保全や再生、あるいは持続的に利用可能な別の形態を考えていく必要があります。

4. 将来を見通した具体的な取り組み

わが国はこれから、節約し出費を抑えるなどの財政的な制約、地球温暖化対策などに見られるような環境的な制約に加え、急速な人口減少を迎えることとなります。これまでのような都市の発展を目指した土地の利用から、自然にあわせた土地の利用にむかって取り組むことが重要となります。都市部での人口密度の低下に伴い、空き地などの利用されない土地が市街地の中に発生し、これに伴い地域の活力の低下が心配されています。また、今まで以上の財政制約によって、既に作られた堤防、堰、道路、橋などを適切に維持、管理することが難しくなるなどについても問題視されています。

その中で、地域の活力を維持し向上させ、豊かな自然環境と安全でゆとりある生活環境を生み出す工夫と努力が必要となります。そのためには、地域に根ざす様々な市民活動と協力して、川の流れによって生み出される人や地域のつながり、つまり「関川、保倉川の水のネットワーク」を育て、安全、環境の両面における将来展望を議論し、具体的な取り組みに反映させていくことが必要です。

まず安全面では、気候変動に伴う豪雨の発生頻度の増加傾向が認識される一方で、財政の節約などによる制約によって、全ての危険な土地を同等、早急に整備することが難しい状況であり、今後は、地域の住民どうしの意見の取りまとめをはかりながら、選択と集中による河川整備と、それを補うものとして総合的な防災対策（雨量情報、避難情報、避難訓練、防災訓練など）によって、被害を少なくすることが求められています。人口減少によって生じる余裕空間を活用し、防災拠点（災害時に避難場所や、災害時の対策にあたる基地的役割を果たす施設）の整備や不足する緑地などの敷地を確保することが重要となります。場合によっては災害の危険性の高い地域からの人や住宅などの資産の移転を誘導したりするなど、土地利用の計画的な整理・集中をはかるとともに、川本来の自然環境の再生・活用を進めることもひとつの選択として考えられます。

環境面では、20世紀に失いがちであった地域の個性や主体性を復活させて地域の風土に基づく地域づくりを目指すとともに、これまでの人間による一方的な自然利用についての考え方を改めていく必要があります。水の量や質とともに、川によって流れてくる土砂や栄養分が、雨や飲料水、動植物などを通じて自然界を健全にめぐる仕組み、つまり「健全な水・物質循環システム」を流域に再現することが重要となります。川をとりまく面的な空間の連続性を考えると、水や物質の健全な流れは、多様な自然とそこに関わる人間の営みのつながりを表すことになります。つまり、「健全な水・物質循環システム」の構築は、地域と水を基本において新たな時代に適応できる社会基盤を構築するための芽を育てる事となります。

線から面へ、地域のつながりと多様性を踏まえて、
住民が主体となる安全で親しみのもてる川づくりを目指して

意見交換会における主な意見と回答、整備計画(目標、骨子)への反映状況

項目	意見	意見交換会場における回答	流域委員から見た整備計画への反映状況
全体	基本計画の案の作成はいつ頃までにまとまるのか。	—	河川整備計画策定までの流れが資料一(p1)に示されている。
	頸城土地改良区の取水堰の少し上流のほくほく線の橋脚の所に、多くの土砂が堆積している状況ですが、この地域も保倉川流域ですので、整備計画に盛り込まれているのか。	関川整備計画は国管理区間におけるものです。県管理区間等においては、国と関係機関が協力していくことが必要です。	—
	数年後に具体的にどうなるのだろうというところが知りたい。	—	具体的な整備内容(案)は資料一(p12)に示されている。
	各省庁との連携はどうなるのか。	—	必要に応じて、河川管理者が関係機関と連携・調整を図ることが必要。
放水路	分水路を一日も早く、進めて頂きたい。河川整備計画に則って一日も早く実現を。 どうしても放水路を早めにつくってもらいたい。	住民の皆さん同士が理解を深めていくことが大事で、それが早期実現に繋がっていくと思います。	保倉川放水路の妥当性と効果は資料一(p13~18)に示されている。
	保倉川放水路が出来ることによって、これまであった水害が無くなるのでしょうか。	水害はゼロにはなりませんが、被害の程度は著しく減少します。	上に同じ
	満潮時に洪水が起き、関川上流にも大雨が降った時、関川の水が海に出す、放水路で流れてくる水量が減った保倉川に逆流してくると思う。	逆流はある可能性がありますが、想定した高水よりは低くなります。	—
	夷浜の堤防が出来れば、逆に湯町、柿崎の方の砂浜侵食が防止できるのではないか。	専門家の意見を聞きながら、研究を進めていきたいと思います。	—
治水	平成8年8月に提示された放水路計画路線は消えたのでしょうか。それとも、そのままなのでしょうか。	河川管理者である国が決定します。	保倉川放水路計画ルート、選定の基本的な考え方方が資料一(p14)に示されている。
	ルート変更の選択肢はあるのかないのか	平成8年に案が出されていますが、それは当時の案です。	上に同じ
	八千浦地区の住民にどう理解してもらうか、どう納得してもらうかということが大事で、この地域の方々に理解してもらえる放水路の・必要性を整備計画に反映してもらいたい。	流域委員会としても一緒にやって行いますが、利益を受ける方、不利益を受ける方それぞれの相互理解を得るよう、流域の皆さんのご協力を仰ぎながら合意形成を図っていきたい。	上に同じ
	八千浦地区の住民の気持ちちは一体どうなっているのか。委員会は把握しながら説得に努めているのか。	—	—
河川管理	仮に大水で樋門・樋管を全部締めてしまったら、流れいくところは街の中である。 三つの樋門管理を市から依託されています。増水時の樋門操作の判断はだれがするのか。	樋管の開閉の判断は非常に難しい。操作が確実に行われるための教育・点検等については河川管理者に義務があります。	関川の河川維持管理について資料一(p29)に示されている。
	7. 11水害で大規模な改修がなされ、両岸に管理道路が整備されました、管理体制はどのように考えているのか。(県管理区間)	流域委員会として、一貫性を持った管理を実施するよう、国、県にお願いをします。	国、県、市が情報を共有し、一貫した管理体制を築くことが望まれる。
生態系	鮎、鮭調査を何年位続行して結果を出すのでしょうか。	即答できないため、調べてお答えします。	魚道の遡上降下状況を把握し魚道改良等は資料一(p23,24)にある通り、継続して進められる。
	流域委員会から県へ鮭の特別採捕許可を取ることは出来るのでしょうか。	流域委員会として県に伝えることは可能です。	—
水辺空間	「川は怖い」といって育てられた父兄の意識改革、学校教育の場で指導いかが非常に大切。 今の子供は、親が川は危険だといって叱りますが、どういうふうに教育委員会等と連携をとっていくのか。	風潮はすぐには変えられないが、住民の皆さんのが川に親しむ行動を起こしていくのが一つの方法と考えます。	水辺アクセス施設整備や、河川環境等の情報を隨時提供については資料一(p24~26)に示されている。河川管理者は、今後とも積極的に関係者と情報を共有し、「川の怖さ」とともに「川の楽しさ」を伝えていくことが望まれる。
	白田切川からの自然水銀を抜きにしては考えられないし、計画の中に反映して欲しい。	自然水銀については、関川が持っている自然の状態であり、うまくつきあうことを考えることは出来ないでしょうか。	—
環境情報共有	千福橋という飯田川に架かっている橋があり、その場所が昭和20年から平成18年12月末の約60年近くに1.5m近く地盤が沈下していると思われます。地盤沈下が止まらないのか調べて欲しい。	浸水被害と地盤沈下の問題が直接関係するかは、よく調べないとわかりません。	新潟県の資料によると、平成17年9月1日～平成18年9月1日の1年間で、上越市下真砂においては約3mm、上越市東中島においては約9mmの地盤沈下が発生していることが流域委員会にて報告された。
	三面張り用水管理はどういう形になるのでしょうか。	皆さんから意見を聞きながら、どういった管理体制にすればよいかを考えていきたい。	流域内の情報を広く共有するため、河川環境等の情報が隨時提供されことが資料一(p26)に示されている。
	農業用水が、農家が無くなつたためにすごく汚れてきています。その辺も含んだ整備をして欲しい。	大きな川ばかりではなく、身の回りの水路などについても、流域委員会の議論に入れていただきたいと思います。	上に同じ
	行政に地滑り防止工事を実施するよう、流域委員会の皆さんから行政へ提言してもらえばありがたい。 今後の課題として荒廃した棚田の管理を考えいく必要性がある。	その影響は下流部にもおよぶことから、上下流共通の課題とともに、この問題について一緒に取り組んでいただきたい。	棚田が河川に与える影響を把握するための場が検討されることが資料一(p26)に示されている。
	整備計画にも除草剤の制約について盛り込んだ方が環境保全にも繋がる。	農薬の問題については、どこに対策を提言すればよいかを踏まえて提案したいと思います。	平成6年度から北陸地方整備局管内の河川における堤防除草については、除草剤の使用を取りやめたことが流域委員会にて報告された。
	魚道整備が不完全である。(県管理区間) 生態系という観点から魚道を造って欲しい。(県管理区間)	生態系の専門の方と相談しながら検討していきたい。	流域内の情報を広く共有するため、河川環境等の情報が隨時提供されことが資料一(p26)に示されている。
	利水 平常流量 矢代川にどうやって平準化した水を流すかが問題	河川整備計画の中で具体的に示します。	矢代川については、現在石沢水位観測所において流量観測が行われており、引き続きモニタリングされること、また関川支川の瀬切れについては、その原因解明を含め、対応について関係者と協力しながら、調査研究を進めることが資料一(p28)に示されている。

※意見に対する項目分類については、事務局の判断で作成したもので。

全 体

計画のスケジュール、土砂堆積、将来像、関連機関間の連携・一貫性

数十年に一度というものより毎年あがる水の問題、雇用問題（企業誘致）の視点

治 水

放水路

早期実現要求、放水路は水害を根絶できるか、満潮と水害、放水路と海岸浸食ルートの仕様

H8 のルート提示から 11 年かかったことの説明責任。

砂丘部分のカルバート案

合意形成

ルート、ルートの妥当性・変更可能性、相互理解・合意形成の方法、協力を要請される側の住民の気持ち

利益を受ける側と不利益を受ける側の十分な意見交換がされるべき。

フォーラムでは不十分。公聴会をやるべき。地元に説明ないまま発表されている問題。

H8 の再来にならないように、行政としての説明責任を果たしてほしい。

実際の事例の視察の機会を設ける

河川管理

樋門・樋管の管理と町の浸水（内水）

環 境

生態系

川の生き物調査、サケの採捕

水辺空間

教育と川の利用

情報共有

水銀汚染、地盤沈下と治水、三面張り水路、地すべり、棚田の保全、除草剤、魚道

利 水

矢代川の瀬切れ

説明会および意見投書における意見と河川管理者の回答、流域委員会の見解

	意 見	河 川 管 理 者 か ら の 回 答	流 域 委 員 会 の 見 解
1	河川法の改正により河川整備計画を定めることになったのか。(説明会発言)	平成9年の河川法の改正により、河川整備基本方針を策定し、基本方針に沿って学識経験者や、地域住民の意見を反映させた河川整備計画を策定することとなりました。	確認済
2	関川水系河川整備計画の策定にあたり、関川流域委員会はどのような役割を担っているのか。(説明会発言)	関川流域委員会は、関川水系の河川整備計画検討に向けて、関川に造詣の深い学識経験者等の方々が意見を述べることを目的として設置されています。	確認済
3	関川水系河川整備計画原案に基づいて河川整備を行って欲しい。(意見投書23件)	今後とも地域のために河川整備を進めて参ります。	確認済
4	関川水系河川整備計画の今後の予定について教えて欲しい。(説明会発言・意見投書1件)	関川水系河川整備計画の原案に対して、流域住民の皆様からいただいた意見と学識経験者からの意見をとりまとめて、関川水系整備計画に反映できるものについては反映し、関川水系河川整備計画の案を作成します。その案に対して、地方公共団体の長(新潟県知事)に意見をいただいた後に、整備計画を決定します。	確認済
全 体	5 関川・保倉川の大臣管理区間はどこまでか。(説明会発言)	関川については、河口から12.2k別所川合流点までが大臣管理、それより上流については県の管理区間となり、保倉川については、関川合流点から1.6kまでが大臣管理、それより上流が県の管理区間となります。	確認済
	6 説明会内容では、地元住民が理解できる程の内容ではなかった。もっと具体的な説明会であってほしかった。(意見投書2件)	今後、積極的に情報提供するよう努めたいと思います。	調査、詳細設計、対応策を計画後、情報を開示し、具体的な説明を実施
	7 説明会への出席者が少ない。どのような広報を行ったのか。(説明会発言)	説明会の広報としては、記者投げ込みによって新潟日報や上越タイムスなどに新聞記事が掲載された他、事務所HPへの掲載、ケーブルテレビやラジオにおける広報及び市役所やその出先機関への開催案内チラシの配置を実施しています。	確認済
	8 説明会での意見については、HPを見られない人も多数いるため、HPで公開する以外でも広く周知されるようにしてほしい。(説明会発言・意見投書1件)	説明会でいただいた意見については、広く皆様に周知されるよう努力します。	HPへの掲載、ケーブルテレビやラジオにおける広報、市役所やその出先機関への本委員会資料、川ちゅの配置。
	9 水利権はどれくらいで更新するものなのか。浦川原地区では、頸城土地改良区が漏水の際は節にうるさく、洪水の際は垂れ流している印象。(説明会発言)	一般に水力発電以外の農業用水などについて、10年間の許可期間を定めていますが、これは水利権の効力を直接定めているものではなく、社会の変動、自然の変化等に対応し、河川管理者が許可した水利使用の見直しを行う趣旨で置かれています。	確認済
	10 関川の河川敷を利用し、大々的に春はボピー、秋はコスモスなど植えて上越市の一大イベント(フラワーフェスティバル)などで市民の憩いの場として提供できないのか。(意見投書1件)	関川の河川空間は、現在も地域住民が身近に自然と触れあえる憩いの場として利用されています。今後も河川敷等の保全と利用の管理を行っていきます。	整備計画事項として実施
	11 関川では魚が少なくなっているため、魚が棲めるような環境整備は出来ないか。また、今後もサクラマス、サケが遡上できるように改善してほしい。(説明会発言)	魚類をはじめとする水生生物の生息、生育環境改善のため、河川管理者や関係機関等により情報交換を行い、流水の連続性の確保等改善の手法について連携して取り組んでいきます。	整備計画事項として実施
環 境	12 関川上流の自然水銀については、どのような状況か教えて欲しい。(説明会発言)	関川上流の自然水銀については、新潟県などが継続的に調査を実施しています。新潟県の報告では、平成18年度の関川水系における魚類、公共用水域の水質及び底質、関連工場の排出水等の監視調査の結果、総水銀及びアルキル水銀の各種基準を下回りました。	測定データに基づいた情報を継続して提供し続ける。
	13 関川上流の関川橋から新保橋の間は、河底が真っ平らなため、魚がいなくなってしまった。(説明会発言)	⇒管理者である新潟県へ伝えます。	管理者である新潟県と協議しつつ、流域全体の環境保全に努める。
	14 関川の両岸の堤防を車専用道路としての活用は考えていないのか。(県内でも信濃川、阿賀野川、刈谷田川など事例あり)(意見投書1件)	関川においては、散策等に利用される方々の安全を考慮するとともに、出水時等における管理用通路の確保のため、堤防天端への車両進入の抑制を行っており、当面の間は現状を維持していく考えです。	確認済
	15 仮に、保倉川放水路が出来ても、保倉川本川の維持管理が出来なければ、不完全ではないかと思う。現在の保倉川三分一橋付近は、不法投棄があり、ゴミ捨て場のようになっている。(説明会発言)	⇒管理者である新潟県へ伝えます。	管理者である新潟県と協議しつつ、流域全体の環境保全に努める。
管 理	16 保倉川の維持管理について、これまで要望をしてきたが、県は予算がないと言っている。伝えて、やってくれるとは思えない。(説明会発言)	⇒管理者である新潟県へ伝えます。	管理者である新潟県と協議しつつ、予算の効果的な配分と地元住民との協力により、環境の維持・保全を中心とした流域全体のマネジメントの向上に努める。
	17 飯田川はこれまでに改修しているが、維持管理のための草刈りはしていない。(説明会発言)	⇒管理者である新潟県へ伝えます。	管理者である新潟県と協議しつつ、予算の効果的な配分と地元住民との協力により、環境の維持・保全を中心とした流域全体のマネジメントの向上に努める。
	18 平成7年の7.11水害後の河川改修に伴って、関川上流部の猿橋から大谷橋の間に管理用道路が整備されたが、草刈り等の管理がなされていない。県に聞くと予算がないと言われ困っている。(説明会発言)	⇒管理者である新潟県へ伝えます。	管理者である新潟県と協議しつつ、予算の効果的な配分と地元住民との協力により、環境の維持・保全を中心とした流域全体のマネジメントの向上に努める。

	意 見	河 川 管 理 者 か ら の 回 答	流 域 委 員 会 の 見 解
1	平成8年の保倉川放水路ルート発表から10年以上経ったが、これまでの間、何をしてきたのか。(説明会意見)	平成8年の保倉川放水路ルート発表の後、平成9年に河川法が改正され、基本方針・整備計画をつくることとなり、関川水系河川基本方針について検討を進めてきました(H19.3.30施行)。なお、その間に、保倉川マリーナ整備による不法係留船の撤去、保倉川河道掘削等、治水安全度を上げるための努力をしてきました。	流域委員会活動(別紙)を紹介
2	保倉川放水路の整備により、防災面の効果が期待できるのではないか。(意見投書1件)	保倉川放水路は、治水上重要なものであり、防災対策の一つと考えています。	確認済
3	保倉川放水路整備に伴う支川・用排水路の分断などにより、浮島周辺の排水不良などの新たな水害を招く恐れはないのか。(説明会発言・意見投書2件)	保倉川放水路の整備により、放水路周辺の内水被害については改善される見込みです。ただし、具体的な支川、用排水路の処理については、今後、現地測量した後、詳細検討を実施していきます。	放水路の詳細設計および湛水予測計算を踏まえ、その内容を関連住民に判りやすく伝えるとともに、関係各機関と対応策について検討する。
4	保倉川放水路の管理はどこが担当するのか。管理は難しいと予想されるので、しっかりと行って欲しい。(説明会発言)	保倉川放水路が出来た場合、その管理は国土交通省で担当することになります。	確認済
5	関川水系整備計画原案に示してある保倉川放水路の計画ルートについては、平成8年に公表したルートと考え方は変わってないか。(説明会発言)	保倉川放水路の計画ルートの考え方については、平成8年公表ルートと基本的に同じです。	確認済
6	保倉川放水路の川幅はどれくらいになるのか。(説明会発言・意見投書2件)	川幅については、今後、測量・詳細設計を実施した後、決定していきます。(参考として、新堀川の計画流量は約70m ³ /sです)	測量・詳細設計後、情報を開示し、妥当性を評価
7	関川水系河川整備計画が出来てこれから何年後に、保倉川放水路が出来る予定か。(説明会発言・意見投書1件)	保倉川放水路をはじめ各事業については、整備計画決定後、個別に必要手続きを踏み実施していきます。	必要手続き後、情報を開示し、妥当性を評価
疑問	8 保倉川放水路に利水はあるのか。(意見投書1件)	保倉川放水路には、利水(水利権)の設定はありません。	確認済
	9 保倉川放水路に漁業権はあるのか。(説明会発言)	保倉川放水路には、漁業権は設定されていません。	確認済
	10 保倉川放水路の景観設計については、どのように検討しているのか。(説明会発言)	今後、保倉川放水路の詳細設計時に検討していきたいと思います。	測量・詳細設計後、情報を開示し、妥当性を評価
	11 保倉川放水路の総工事費はいくらか。(意見投書1件)	現時点では、保倉川放水路建設と関川及び保倉川の河道掘削を含め、約500億円を見込んでいます。	確認済
	12 保倉川放水路は、経済性最優先で実施が決まっているのか。(説明会発言)	経済性については最も重要な要因の一つですが、周辺部の地形や土地利用状況等を総合的に検討し、保倉川放水路が最適と考えています。	確認済
	13 保倉川の松本地点における基本高水流量 1,900m ³ /s(1/100確率)は、上流で何mmの雨が降ったときの流量か。(説明会発言)	保倉川の松本地点における基本高水流量は、松本地点より上流域で12時間に185mmの雨が降ったときのものです。	確認済
	14 保倉川放水路の整備について、反対が出た場合、強権的に事業を進める可能性はあるのか。(説明会意見)	現時点では保倉川放水路を強権的に進めることは考えていません。	強権的な事業推進がないように合意形成に努める。
	15 虫川(保倉川と細野川の合流点付近)の堤防がよく越水する。虫川周辺の整備は関川水系河川整備計画に入っていないのか。(説明会発言)	⇒管理者である新潟県へ伝えます。	管理者である新潟県と協議しつつ、流域全体の安全度向上に努める。
	16 洪水に備えて事業を進めていると思うが、保倉川の河道内の木は多く流木として流れ、上流は荒廃しており、水がすぐ出る。(説明会発言)	⇒管理者である新潟県へ伝えます。	関連機関との協議の場を設けて流域全体の安全度向上に努める。
	1 保倉川放水路を整備せず、現在浸水被害に遭っている人達が移転すれば良い。水が浸かる所は緑地帯にした方が良いと思う。(意見投書1件)	保倉川放水路整備により、保倉川で1/30の降雨による洪水に対して、保倉川周辺の浸水面積で約1,000ha、浸水戸数で約4,500戸の氾濫軽減効果がある見込みです。	現段階では非現実的。将来の選択肢として否定はできない。
代替案	2 保倉川放水路の替わりに、関川と保倉川の合流点の形状を変える、もしくは、合流点から新しい堤防を造って、関川と保倉川を別々に日本海へ流す方法をとったら良いのではないか。(説明会意見・意見投書2件)	合流点の形状を変えるもしくは、別々に日本海へ流すことを考えた場合、現状の保倉川では、川幅がせまく(松本地点における川幅は74m)、河道掘削のみで基本高水1,900m ³ /sを流下させることは不可能です。放水路を整備しないで放水路と同等の治水安全度を確保するには、保倉川及び保倉川合流後の関川本川でさらなる河道掘削と引堤が必要となります。経済性、社会的影響等より、不適当と考えます。なお、保倉川を関川になめらかに合流させることにより、合流点前後における洪水流下を安定させ、河床の洗掘、堆積を防ぐという効果は期待できますが、放水路にかかる規模の効果はありません。	確認済

	意 見	河 川 管 理 者 か ら の 回 答	流 域 委 員 会 の 見 解
代 替 案	3 保倉川放水路整備の替わりに、関川及び保倉川の河道掘削で保倉川の安全を確保できないか。(説明会発言)	現状の保倉川については、川幅がせまく(松本地点における川幅は74m)、河道掘削のみで基本高水1,900m ³ /sを流下させることは不可能です。放水路を整備しないで放水路と同等の治水安全度を確保するには、保倉川及び保倉川合流後の関川本川でさらなる河道掘削と引堤が必要となります、経済性、社会的影響等より、不適当と考えます。	確認済
	4 保倉川放水路整備の替わりに、保倉川の水を潟川、新堀川を使って排水するという方法もあるのではないか。(説明会発言・意見投書4件)	保倉川と潟川・新堀川周辺の地形、土地利用を勘案すると、現在の保倉川放水路計画ルートが最適と考えております。また、保倉川の水を新堀川までもっていくのは、地形上、困難ですし、仮にポンプ等により出来たとしても、潟川・新堀川の規模(新堀川の計画流量約70m ³ /s)では、保倉川放水路計画流量(700m ³ /s)を流すことは、不可能であり、既存施設を活用する場合は、大規模な改修やポンプが必要となるため、経済性等からみても不適と考えています。	確認済
	5 保倉川放水路は港町のあたりから直江津港にシールドで抜いた方が良いのでは。(説明会発言)	現在の放水路計画ルートが、周辺部の地形や土地利用状況、経済性等から最適と考えています。	確認済
	6 保倉川放水路を現在計画ルートより上流にもつていい、日本海へ流せないか。(説明会意見・意見投書1件)	現在の放水路計画ルートが、周辺部の地形や土地利用状況、経済性等から最適と考えています。	確認済
	7 保倉川放水路は、夷浜付近ではトンネルにするか、フタをかけたらどうか。また、川幅を狭くしポンプアップするなどの検討は出来ないか。(説明会発言・意見投書1件)	保倉川放水路の海への出口部分をトンネルとする案については、最小土被り(掘削幅の1~2倍)を確保すると、海水面の高さから自然流下による放流は不可能です。そのため、大規模な強制排水施設が必要となるほか、トンネル内の土砂堆積などに対する維持・管理が困難なため、経済性等から不適と考えています。フタをかける案については、暗渠構造が考えられます、構造物からの土被りが薄く、施工の際、現在居住されている方は、危険となるため転居が必要となります。また、施工も非常に困難であるとともに、暗渠施設内の土砂堆積などに対する維持・管理が困難なため、土地利用、経済性、安全面等から不適と考えています。また、川幅を狭くしポンプアップする案についても、大規模な強制排水施設が必要となるため、不適と考えています。	詳細設計の際に、考えられる代替案についての概略検討を実施し、比較検討結果を住民に分かり易く説明し、最終選択の理解を得る。
	8 関川下流部では、洪水時の水の流れが悪いため、河道掘削をすれば良くなるのではないか。(説明会発言・意見投書1件)	洪水時には、関川河口部の川底が掘れるのではないかと考えられます。ただし、洪水時における河口付近の土砂の挙動は複雑なため、現在調査を実施中です。これまで、関川下流部の河道掘削は、河川内の堆積土砂の状況を見ながら必要に応じ、実施しています。	確認済
	1 保倉川放水路については、ぜひ、地元の意見を聞いていただきたい。	保倉川放水路事業については、整備計画決定後、皆様のご意見をいただきながら、進めていきたいと考えています。	確認済
要 望	2 保倉川放水路については、積極的に情報提供していくとともに、保倉川放水路の合意形成に向け、保倉川放水路の整備に伴い被害を被る地域への説明を積極的に行って欲しい。(説明会発言・意見投書7件)	今後、積極的に情報提供するよう努めたいと思います。	情報提供だけでなく、住民との協働を推進する。
	3 保倉川放水路の整備による効果(プラス面)のみでなく、マイナス面についても説明すべきである。(説明会発言)	保倉川放水路の整備により、洪水被害の軽減が図られ、保倉川、関川下流域の治水安全度は大きく向上(保倉川の現況治水安全度約1/10が、整備により約1/30以上)します。また、放水路により分流したあとの保倉川の洪水時の水位が、放水路が出来る前より低下し、支川の洪水のはけが良くなり、保倉川支川の治水安全度も向上します。これに対して、保倉川放水路を整備するためには、放水路ルート上の家屋移転(約80戸)が必要となり、地域コミュニティの理解と協力が必要となります。さらに、海岸部の砂丘の開削による風など環境の変化の可能性、放水路への海水の進入による地下水への影響などの問題が考えられます。これらについては、具体的な放水路設計の後、従前に比べ、放水路整備による環境が悪化しないよう、適切な対応について検討していくこととなります。	測量・詳細設計後、情報を開示し、妥当性を評価
	4 保倉川放水路の掘削土を火力発電所の埋立に利用するために、放水路を進めてもらっては困る。(説明会発言)	保倉川放水路整備は、皆様の生命・財産を守るために実施するものであり、埋立のために放水路を造るものではありません。ただ、荒浜ふ頭の埋立に利用できれば、経費の削減になると考えております。	確認済
	5 保倉川放水路を整備する際に発生する掘削土の活用方法について教えて欲しい。(説明会発言)	今後、周辺事業との調整を行いながら、掘削土の有効活用について検討していきます。	確認済
	6 平常時の流速を確保し、土砂の浚渫が不要な保倉川放水路を計画して欲しい。(意見投書1件)	今後、保倉川放水路の詳細設計時に検討していきたいと思います。	測量・詳細設計後、情報を開示し、妥当性を評価
	7 保倉川放水路は、常時水を流すのか、洪水時の時だけなのか、教えて欲しい。(説明会発言)	保倉川放水路には、放水路の維持や河川環境に考慮し、常時水を流すことを考えておりますが、詳細については、今後検討していきます。	測量・詳細設計後、情報を開示し、妥当性を評価

	意 見	河 川 管 理 者 か ら の 回 答	流 域 委 員 会 の 見 解
8	保倉川放水路について高水敷を確保し、有効利用出来るようにして欲しい。(意見投書1件)	今後、保倉川放水路の詳細設計時に検討していきたいと思います。	測量・詳細設計後、情報を開示し、妥当性を評価
9	関川水系河川整備計画の原案では、整備目標を戦後最大相当の洪水としているが、治水安全度はそれ以上に上げてもらいたい。(説明会発言・意見投書1件)	現在の治水安全度は、関川で約1/30、保倉川で約1/10となっています。治水安全度を、一度に1/100まで上げることは困難なため、段階的に向上していきます。今回の整備計画では、本支川の治水安全度のバランスを考慮して、安全度の低い保倉川を1/30以上にすることを目標としています。	確認済
10	保倉川放水路が完成するまでの間、現状では不安であるため、現在の堤防を嵩上げする等の対策は出来ないか。(説明会発言)	関川水系の大臣管理区間における堤防の形については完成しているため、現在の堤防などを適切に管理していくとともに、水防等で対応したいと考えています。なお、堤防高を上げることは、堤防が切れたときの氾濫量が大きくなるなど、堤防の居住側の治水安全度の観点などから望ましくありません。	確認済
要望 11	関川・保倉川につがなる支川を良くして欲しい。(意見投書1件)	⇒管理者である新潟県へ伝えます。	管理者である新潟県と協議しつつ、流域全体の安全度向上に努める。
12	平成7年の水害以降、重川の堰は改修され、飯田川の堤防も改修されたため、この10年間は水害がない。それ以前の改修については妥当だったのか。(説明会発言)	⇒管理者である新潟県へ伝えます。	管理者である新潟県と協議しつつ、流域全体の安全度向上に努める。
13	保倉川上流に砂防施設を作らないでほしい。(説明会発言)	⇒管理者である新潟県へ伝えます。	適切な砂防施設は必要
14	県は川より道路の事業を一生懸命やっている。川の事業についても一生懸命実施して欲しい。(説明会発言)	⇒管理者である新潟県へ伝えます。	管理者である新潟県と協議しつつ、流域全体の安全度向上に努める。
15	浦川原区の道路整備により、大雨の際、水が多く出てくるようになった。排水路に土砂がたまり、田に水がつく。土砂の対応はその都度実施してもらっている。田では、過去に比べて水が明らかに出てきているので気をつけたい。(説明会発言)	⇒管理者である新潟県へ伝えます。	管理者である新潟県と協議しつつ、流域全体の安全度向上に努める。
16	飯田川出口の水門閉門時の内水排水設備を早期設置してほしい。(意見投書1件)	⇒管理者である新潟県へ伝えます。	管理者である新潟県と協議しつつ、流域全体の安全度向上に努める。
1	保倉川放水路の開削により、地域(町内)が分断される。現在より、通行が不便となり、子供達の通学にも支障が生じる。このことに対して、どう考えているのか。(説明会発言・意見投書1件)	保倉川放水路により新たに創出される良好な水辺空間を核とした一体感のある地域づくり、川づくりを関係機関と検討していきます。保倉川放水路の整備後の両岸のアクセスについては、基本的に橋梁による通行等を確保することになります。具体的な橋梁設計等にあたっては、皆様のご意見をいただきながら、進めていきたいと考えています。	詳細設計、対応策を計画後、情報を開示し、妥当性を評価
2	保倉川路整備により、保倉川の水位が低下し、関川から保倉川への逆流を心配している。逆流の恐れはないのか。(説明会発言)	過去の洪水をみると、大きな出水のときは、保倉川の水位が関川の水位より高くなっていますが、逆流はありませんでした。	確認済
懸念 3	保倉川放水路の海岸部の開削による海風の進入が心配である。このことに対してどう考えているのか。(説明会発言・意見投書1件)	保倉川放水路ルート案近くの風向風速観測を平成7年度に実施しています。その結果、夏・冬共に西北西の風が卓越しており、冬は特に西よりの風速が大きい状況にあります。今後、放水路の整備による、海風の進入について詳細に調査し、防風林などの整備により、従前に比べ、放水路整備による環境が悪化しないよう、適切な対応について検討していくこととなります。	調査、詳細設計、対応策を計画後、情報を開示し、妥当性を評価
4	保倉川放水路の開削により、海から保倉川放水路に海水が進入、地下水に入り水田等に影響するのではないか。また、塩水を遮断する水門などの施設検討を行っているのか。(説明会発言・意見投書1件)	保倉川放水路の塩水遡上による周辺地下水への影響については、放水路ルート周辺において概略調査検討した結果、現況とほとんど変化しないと予測されます。(検討地点における濃度上昇は、100年後でも2%以下)なお、今後、現地測量を行い具体的な放水路設計等を行うとともに、環境影響調査についても検討していきます。また、今後の調査によって、仮に地下水への影響が予想される場合は、矢板による止水施設等の対策を検討していきます。	調査、詳細設計、対応策を計画後、情報を開示し、妥当性を評価
5	保倉川放水路が出来たときに、海岸に及ぼす影響について検討しているのか。(説明会発言・意見投書1件)	今後、放水路が海岸に及ぼす影響について、調査検討していきます。	調査、詳細設計、対応策を計画後、情報を開示し、妥当性を評価
判断 1	保倉川放水路については反対する。(説明会発言・意見投書7件)		意見書に記述
2	できるだけ早急に保倉川放水路を整備して欲しい。(説明会発言・意見投書56件)		意見書に記述